

議案第121号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月4日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「同表(7)の項、(8)の項及び(27)の項」を「同表(9)の項、(10)の項及び(29)の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

議案第121号参考資料
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 (多機能端末機にマイナンバーカード等を使用して交付の申請を行う場合に係る手数料の特例) 4 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、マイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の交付を受けている者が、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に当該者のマイナンバーカード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して交付の申請を行う場合の別表第2の規定の適用については、<u>同表(9)の項、(10)の項及び(29)の項中「200円」とあるのは「10円」とする。</u>	附 則 (多機能端末機にマイナンバーカード等を使用して交付の申請を行う場合に係る手数料の特例) 4 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、マイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の交付を受けている者が、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に当該者のマイナンバーカード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して交付の申請を行う場合の別表第2の規定の適用については、<u>同表(7)の項、(8)の項及び(27)の項中「200円」とあるのは「10円」とする。</u>